

**bitFlyer、ビットコインピザデーに合わせ
東京都内の児童養護施設へ1,168枚のピザを寄贈**

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「当社」）は、5月22日の「ビットコインピザデー」に合わせ、東京都内の児童養護施設へ合計1,168枚のピザを寄贈しました。3年目となる本取り組みは2024年から継続して実施しており、これまでの累計提供枚数は3,169枚に達しました。



■ ビットコインピザデーとは

ビットコインピザデーは、2010年5月22日に、世界で初めてビットコインが実際の決済に利用された出来事に由来しています。当時、アメリカ在住のプログラマーがピザ2枚の購入代金として1万ビットコインを支払ったことが、暗号資産の歴史における象徴的な出来事として知られています。

当時はまだ実験的な存在だったビットコインが、「価値を交換する手段」として初めて現実の世界で使われた瞬間でもありました。現在では、世界中でさまざまなブロックチェーン技術や暗号資産の活用が広がっていますが、その原点のひとつが、この「2枚のピザ」のエピソードにあると言われています。

暗号資産業界では毎年 5 月 22 日は「ビットコインピザデー」として親しまれており、単なる記念日としてだけでなく、新しい技術や価値観が人々の日常へと広がっていく過程を振り返る日として、世界各地でさまざまな企画や交流が行われています。

当社においても、このビットコインピザデーを、人とのつながりや未来へのきっかけを生み出す日として捉え、本取り組みを継続しています。今後も、ビットコインやブロックチェーン技術をより身近に感じていただけるよう、地域社会との接点を大切にしながら、さまざまな形で取り組みを展開してまいります。

■ ビットコインピザデー 2026 実施概要

提供日：2026 年 5 月 15 日（金）

提供先：東京都内の児童養護施設

提供枚数：合計 1,168 枚のピザを寄贈

協力：株式会社 PIZZAREVO

3 年間の累計提供枚数：3,169 枚（2024 年～2026 年）

■ 当日の様子



■ 広尾フレンズ 眞木 基起 様コメント

毎年この時期に bitFlyer さんからピザが届くことを、子どもたちも楽しみにするようになりました。今年も笑顔でいただいております。暗号資産はまだ子どもたちには難しいテーマですが、こうした形で身近に感じるきっかけをいただけることは、私たちにとってもとてもありがたいことです。これからも続けていただけることを願っています。

■ 代表取締役 加納 裕三 コメント

この取り組みも 3 年目を迎えました。今年も子どもたちへピザを届けることができ、大変うれしく思っています。ビットコインピザデーは、ビットコインが初めて実際の決済に利用された日として知られています。今では当たり前のように使われているテクノロジーも、最初はこうした小さな体験や挑戦から始まっています。

子どもたちにも、世界にはさまざまな技術や新しい可能性があることを、自然な形で少しでも感じてもらえる機会になればうれしく思います。

当社としても、ビットコインピザデーを単なる記念日にとどめず、人とのつながりや未来へのきっかけを生み出す日として、今後も継続して取り組んでまいります。

bitFlyer グループについて

株式会社 bitFlyer は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに 2014 年に創業しました。暗号資産の売買・取引をはじめとするサービスを提供し、国内でビットコイン取引量 10 年連続 No.1*を達成しました。創業以来、セキュリティと法令遵守を重視した運営体制のもと、お客様に安心・安全で使いやすいサービスを提供してきました。また、bitFlyer USA Inc.、そして bitFlyer EUROPE S.A.とともに、日本にとどまらず米国・欧州へと事業を拡大し、グローバルに暗号資産交換業を展開しています。さらに、株式会社 bitFlyer Blockchain では独自ブロックチェーン「Miyabi」を開発・提供し、暗号資産取引所に上場するトークンの基盤システムなどに採用されています。今後もグループ間の相乗効果を活かし、ブロックチェーン技術の社会実装と暗号資産市場の健全な発展に貢献するとともに、アジア No.1 を目指します。

公式 HP : <https://bitflyer.com>

*JVCEA および各社公表データを基に当社調べ（差金決済および先物取引を含む年間出来高、2016–2025 年）

【注意事項（よくお読みください）】

暗号資産は法定通貨ではありません

暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます

暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産等関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回ることがあります

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[bitFlyer Crypto CFD とは?](#)」をご覧ください

販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産等関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いいただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです

暗号資産等関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です

契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認くださいの上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会及び金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産等取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6230 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト : <https://bitflyer.com> お問い合わせ先 : <https://bitflyer.com/ja-jp/contact>